

インターネット広告掲載等業務
仕様書

令和8年6月
日本年金機構
経営企画部広報室

1 目的

日本年金機構（以下「機構」という。）が担う公的年金事業に対する理解と信頼の確保のため、お客様（被保険者、年金受給者及び事業主等）の目線に立ち、お客様が求める情報をわかりやすく提供することを目的としてインターネット広告を実施する。

2 業務概要

下記「5 広告対象事業、配信対象者、配信期間及び実施する広告」に掲げる広告対象事業について、インターネット広告を実施し、機構ホームページへお客様を誘導する。

また、広告の配信結果を分析し、今後の広告の実施に向けた改善提案を行う。業務の詳細については、「8 業務内容」を参照すること。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

なお、下記9（2）①による打合せについて、その開催場所は機構本部とする。

5 広告対象事業、配信対象者、配信期間及び実施する広告

（1）広告対象事業、配信対象者

次の①から③の事業を対象に広告を配信する。

① 国民年金育児免除の制度周知及び国民年金産前産後保険料免除制度の利用勧奨

内容	令和8年10月に新設。子が1歳に到達するまでの育児期間中の国民年金保険料を免除する国民年金育児免除制度の周知に併せ、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度についても周知を行い、制度の利用促進を図る。
配信対象者	国民年金第1号被保険者

② 健康保険・厚生年金保険加入のメリット

内容	令和9年10月から35人超規模の事業所が短時間労働者の適用拡大の対象になることの周知を行い、制度の円滑な運用を図る。
配信対象者	事業主、パート・アルバイト

③ ねんきん定期便のペーパーレス化の利用勧奨

内容	ねんきんネットへのログインを促すことにより、ねんきん定期便ペーパーレス化の登録者の拡大を図る。
配信対象者	被保険者

(2) 配信期間

契約締結日から令和9年2月下旬までの間とし、詳細な配信期間については、別途機構と協議の上、設定する。

(3) 実施する広告

受託事業者は以下に掲げる事項から、最も効果的な広告の種類及び配信媒体と各配信媒体における配信割合を広告対象事業ごとに機構に提案し、承認を得た上で、実施する広告を決定する。ただし、SNS 広告及び動画広告は必ず実施するものとする。なお、最低配信基準の詳細については、機構と協議の上、設定する。

広告の種類	配信媒体	最低配信基準
ディスプレイ広告	Google、Yahoo！	広告対象事業ごとに 50,000 クリック
SNS 広告	X、Facebook、 Instagram、LINE	
検索連動型広告	Google、Yahoo！	
動画広告	TVer	広告対象事業ごとに 270,000 インプレッション

上に掲げる事項は予定であり、契約締結後にその内容の変更、追加又は取消を行うことがある。なお、広告掲載にあたり、必要な情報は契約締結後別途提供する。

[補足事項]

○ 配信対象者

上記(1)に掲げる配信対象者を想定し、ユーザーの属性情報や行動履歴情報を利用した広告を配信する。(属性情報のうち、年齢を利用する場合「年齢不明」の者は配信対象者から除く。)

ただし、個人の特定に繋がるような情報を利用した配信(リターゲティング等)は行わない。

○ 実施する広告

広告の実施にあたって留意すべき事項は次のとおり。

- ・ 広告の種類は運用型、課金方式はクリック課金とする。ただし、動画広告はインプレッション課金とする。
- ・ 広告の対象地域は全国とする。

- ・ ディスプレイ広告及びSNS 広告で用いるクリエイティブは静止画とする。
- ・ LINE はトークリストまたはLINE NEWS を掲載先とする。

○ 広告の掲載先

広告の掲載先は、掲載先を指定でき、かつ、法人が運営するもので構成する。
なお、次に掲げるものは広告の掲載先としない。

- ・ サービスを利用するユーザーに報酬を付与するサイト及びアプリ（いわゆるポイントサイト等）
- ・ いわゆるゲームサイト及びゲームアプリ
- ・ アプリのダウンロードを目的としたサイト
- ・ その他機構が不適切だと判断したサイト及びアプリ

また、広告の配信に当たっては、機構にとって不適切な掲載先への配信やアドフラウド（広告費が不当に搾取されること）の排除に当たり必要な措置をとる。

[参考]

○ 令和7年度広告対象事業及び獲得クリック数等

ディスプレイ広告（Yahoo!、Google）、SNS 広告（X、Facebook、LINE）、
検索連動型広告を実施。

広告対象事業	国民年金保険料産前産後免除制度	国民年金保険料の追納制度	年金生活者支援給付金	健康保険・厚生年金保険加入	年金定期便のペーパーレス化及び電子版年金定期便	計
最低クリック数	各事業 50,000（検索連動型は 10,000、SNS 広告は 3000）					
獲得クリック数	141,244	305,722	603,670	260,305	138,858	1,449,799

6 提案書に記載すべき事項

本業務の調達に係る提案書の作成手順及び添付資料並びに提出方法は、「提案書作成手順」に記載のところ、実施する広告等に関し応札者が提案書に記載すべき事項は次のとおり。

- ・ 使用する広告商品の詳細
- ・ 上記5に掲げる事項の変更、追加又は取消があった場合における、対応できる内容及び対応できない内容
- ・ 機構にとって不適切な掲載先への配信やアドフラウドの排除に関し、実施する措置

7 履行体制

受託事業者は業務の履行に当たり、管理者及び担当者を定めること。

なお、管理者は業務全体の進捗管理を行い、担当者は下記8に掲げる業務のほか、機構との連絡・調整業務を行う。

また、事故等が発生した場合に対応するため機構との連絡体制を整備すること。

受託事業者は、契約締結後実施する初回の打合せ実施日に管理者及び担当者の氏名、各担当者の業務内容の詳細、その他必要な事項を記載した一覧を提出すること。

8 業務内容

(1) 全体計画の策定

受託事業者は、契約締結後実施する初回の打合せ実施日から1週間以内に、以下の事項を記載した全体計画を提出すること。

- ① 広告対象事業毎の広告配信開始時期及び終了時期
- ② 配信開始時期に応じた入稿締切時期
- ③ 広告終了後の配信結果の分析期間
- ④ 今後の広告の実施に向けた改善提案の検討期間

(2) 広告クリエイティブ等の作成

広告クリエイティブは、掲載する文言やデザインについて機構と十分協議の上、以下に掲げる内容に沿って作成する。クリエイティブの仕様は以下のとおりとし、その他の項目は配信する媒体基準に準拠する。

① ディスプレイ広告/SNS 広告

配信対象者のセグメントを年齢、性別等で区分し、それぞれのセグメントに訴求する広告クリエイティブを各事業2種類、計6点※作成する。なお、形式はJPEG 又はPNG 形式とする。

※リサイズをおこなった場合もデザインが同じであれば1点とみなす。

② 動画広告

アスペクト比の異なる広告動画を各事業2点、計6点作成する。

項目	仕様
種類	インフォグラフィックスを用いた動画(実写不可)
形式	MP4
解像度	1080 ピクセル以上
アスペクト比	16 : 9 及び 9 : 16 の 2 種類
動画尺	15 秒

ナレーション/BGM	あり（ナレーションはAI音声可）※1
テロップ	あり
校正回数	各事業において最大5回まで ※2

※1：BGM及び効果音は著作権フリーのものを使用する。

※2：動画制作前の企画・構成段階の修正も校正回数に含む。

〔留意事項〕

- ・ 広告クリエイティブには、機構のシンボルマーク及びロゴタイプの画像を使用すること（機構は、契約締結後、受託事業者に対し当該画像データを提供する）。
- ・ 広告クリエイティブの作成に当たり、機構との協議の結果、人物（いわゆる芸能人やスポーツ選手等は起用しない）を使用した画像が必要となる場合があるが、その使用に係る費用の一切は受託事業者の負担とする。

（3）インターネット広告の掲載

- ① 広告掲載は、機構ホームページの安定的運用に留意し、アクセス数の急増などによる閲覧障害等を発生させないように、機構と十分協議の上実施すること。
- ② 使用する広告商品や広告商品毎の配信割合、広告の掲載先については、機構が担う事業の社会的責任や公益性等の特性を鑑みて選定した上、機構と十分協議を行い、承認を受けること。

なお、機構は、これらの承認に当たり、受託事業者が提案書に記載した広告商品や広告商品毎の配信割合、広告の掲載先について、その変更、追加又は取消を行う可能性がある。

- ③ 受託事業者は、広告の配信開始前に事業ごとに「各広告の管理画面（出稿の構成がわかるもの）」、「予算額及び入札金額の設定に関する情報」を提出し、機構の承認を受けること。
- ④ 当初計画した配信期間内に要求したクリック数、表示回数に達しない恐れが生じたときは、機構と協議の上改善策を提案すること。なお、要求したクリック数、表示回数に達した場合でも、③で承認を受けた予算額に到達するまで広告掲載を行うこと。

（4）実施結果の分析及び報告

- ① 受託事業者は、広告実施週及び累積の広告クリエイティブ毎の表示回数、クリック数、クリック率、配信費用、クリック（表示）単価等について記載した配信結果報告書を提出し、機構の承認を受けること。

当該報告は、広告実施週（月曜から日曜まで）の翌週金曜までに行うこと。

- ② 受託事業者は、次の内容について記載・分析した分析結果報告書を提出し、機構の承認を受けること。

- ・ 広告クリエイティブ毎の表示回数、クリック数、クリック率、配信費用、クリック（表示）単価
- ・ 上記に係る配信媒体別、配信デバイス別の内訳
- ・ 各事業・各媒体を比較し、配信結果の差の要因を具体的な仮説を交えて考察した内容
- ・ 上記内容を踏まえた今後の方針

当該報告は広告実施月の翌月 15 日までに行うこと。

受託事業者は、上記の内容を踏まえ、当初計画した内容を適宜見直し、より最適な広告配信に向けた改善策を提案すること。

（5）効果測定報告書の提出

受託事業者は、全ての広告配信終了後、広告の配信結果を総括した効果測定報告書を提出し、機構の承認を受けること。

報告書には、以下の項目を各項目の評価・分析とともに記載すること。

- ・ 広告クリエイティブ毎の表示回数、クリック数、クリック率、配信費用、クリック（表示）単価
- ・ 上記に係る配信媒体別、配信デバイス別の内訳
- ・ 広告をクリックしたユーザーの属性（性別・年代等）その他配信結果の評価・分析に当たり有用なもの

※ なお、機構ホームページではアクセス解析ツール（User Insight）を導入している。広告から流入してきた者のホームページ内での行動分析などを実施する場合は、契約締結後、ツールを利用するためのアカウント情報を提供する。

（6）今後のインターネット広告の実施に関する提案

受託事業者は、上記（4）及び（5）の結果を踏まえ、インターネット広告のほか今後の機構の広報活動に当たり有益と考える提案を、その提案理由や期待される効果とともに記載して提出すること。

（提案の例）

- ・ 配信する広告の種類や配信デバイスに関する提案
- ・ 広告の配信期間の設定や配信対象者の区分に関する提案
- ・ 訴求効果の高い広告の作成に向けた提案

9 納入成果物

(1) 納入成果物一覧

項番	成果物	内容	納入期日
1	履行体制一覧	管理者及び担当者の氏名、各担当者の業務内容の詳細、その他必要な事項を記載した一覧	契約締結後実施する初回の打合せ実施日
2	全体計画	広告対象事業毎の広告配信開始時期及び終了時期等を記載したもの	契約締結後実施する初回の打合せ実施日から1週間以内
3	広告クリエイティブ	広告対象事業毎の広告クリエイティブ及び広告動画	広告配信開始前
4	各広告の管理画面（出稿の構成がわかるもの）及び入札金額の設定に関する情報	—	広告配信開始前
5	配信結果報告書	当該週に掲載した広告について記載した報告書	広告実施週の翌週金曜
6	分析結果報告書	当該月に掲載した広告について記載・分析した報告書	広告実施月の翌月 15 日
7	効果測定報告書	契約期間内に実施した全ての広告について配信結果を総括した報告書	令和9年3月31日
8	今後のインターネット広告実施に関する提案書	インターネット広告のほか今後の機構の広報活動に当たり有益と考える提案	令和9年3月31日

(2) 留意点

- ① 受託事業者と機構との打合せは機構本部において面談により行うものとし、開催頻度は別途協議の上決定する。なお、打合せに用いる資料は前営業日 15 時までに機構に提出する。
- ② 受託事業者は、納入成果物のうちドキュメントについては原則 Word、Excel 又は PowerPoint で作成するとともに、PDF 化したファイルも作成し、ドキュメント以外の納入成果物と併せて納品すること。
- ③ 受託事業者は、機構が調達したセキュア USB メモリ（※）に格納してウイルスチェック等を行い、安全性を確認した上納品すること。
- ④ 納入場所は、下記 12 に記載の所管部署とする。

※ 機構は、納入期日到来の都度、受託事業者に対しセキュア USB メモリを貸与する。

受託事業者は、機構から貸与を受けたセキュア USB メモリの使用に際し、以下の措置を講ずること。また、当該セキュア USB メモリを用い実施結果を報告することに支障があるときは、その代替手段について、事前に機構と協議を行い、承認を受けること。

イ 当該セキュア USB メモリについて、紛失、毀損等が発生しないよう措置を講ずること。

ロ 当該セキュア USB メモリは、適切に保管するものとし、管理に当たっては、その使用状況等（受領日、受領者、保管場所、返却予定日、返却者、使用者、使用日時等）の管理台帳を作成すること。

ハ 当該セキュア USB メモリは、委託業務以外の目的での使用を禁止する。また、第三者への貸出も禁止する。

ニ 当該セキュア USB メモリは、受領した日から1ヶ月以内に返却すること。また、機構から指示があった場合は速やかに返却すること。

ホ 当該セキュア USB メモリを移送する場合は、緩衝剤等で保護した上、簡易書留郵便で移送すること。

ヘ 機構から貸与を受けたセキュア USB メモリのパスワードは、機構で設定したパスワードを使用すること。

ト 機構で設定したパスワードの管理について、紛失、毀損等が発生しないよう措置を講ずること。

チ 機構で設定したパスワードを紛失、毀損等した場合は速やかに機構に報告すること。

10 委託条件等

(1) 守秘義務

- ① 受託事業者は、機構が提供した資料及び画像データ等について、委託業務以外の目的に使用してはならない。また、当該画像データ等は適切に保管し、管理に当たっては、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。
- ② 提供した画像データ等（提供後に複製したものを含む。）について、委託業務終了後又は機構から指示があったときは、機構の指示に従い、適切に廃棄又は消去した上作業の完了を機構に報告すること。
- ③ 受託事業者は受託業務の実施に際し入手した全ての情報について、複製・複製を行ってはならない。ただし、機構が認めた場合はこの限りでない。

(2) 立入調査の実施

機構は、法令の遵守状況及び委託業務の進捗状況の確認のため、受託事業者及び再委託先（下記（3）参照）に対して随時立入調査を実施できることとし、調査結果を基に受託事業者に指示することができることとする。

(3) 第三者への委託

受託業務の実施に当たり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めない。

やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について再委託をする場合、書面による機構の承認を事前に受けなければならない。承認を受けたときは、再委託先と、本契約にて受託事業者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び機構が再委託先に調査等を行える条件が含まれた契約を速やかに締結し、機構から契約書の写しについて要求があった場合は、写しを速やかに機構に提出すること。

なお、本業務における再委託の可否、及び再委託可能な範囲は下表のとおりとする。

	再委託 の可否	再委託可能な範囲
「8 業務内容」のうち		
（1）全体計画の策定	否	—
（2）広告クリエイティブ等の作成	可	企画、構成（仕様書に基づき、情報の整理、構成を行い、広告クリエイティブをまとめあげる作業）以外の業務
（3）インターネット広告の掲載	可	媒体の買い付け及び配信運用に伴う補助的業務
（4）実施結果の分析及び報告	可	実施結果の分析業務に伴うデータ入力その他の補助的作業
（5）効果測定報告書の提出		
（6）今後のインターネット広告の実施に関する提案		
機構との連絡・調整及びスケジュール管理業務	否	—

11 その他

(1) 仕様書の明確化等

- ① 仕様書等では業務の処理方法が一義的に定まらない事案があることを把握したとき又は仕様書等に定めがないが判断を要する事案があるときは、機構と受託事業者は協議の上、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。
- ② 上記①の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議の上決定することとする。

(2) 留意事項

本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する全ての権利を含む。）は、全て機構に帰属するものとし、受託事業者は当該著作権及び広告クリエイティブに用いた画像素材等を機構に無償で譲渡するものとする。

12 所管部署（連絡先）

日本年金機構経営企画部広報室 中山、小中

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

電話番号 : 03-6897-8092（内線 4131）

F A X : 03-5344-1181

提案書作成手順

本書は、「インターネット広告掲載等業務」の調達に係る提案書の作成手順及び添付資料並びに提出方法を取りまとめたものである。

1. 日本年金機構が応札者に提示する資料及び応札者が提出する資料

日本年金機構は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。

応札者はそれを受け、以下の表2に示す資料を作成し、日本年金機構へ提示する。

表1 日本年金機構が応札者に提示する資料

資料名称	資料内容
① 仕様書	本調達の対象である「インターネット広告掲載等業務」業務の実施方法について記述したもの。
② 提案書作成手順 (本手順書)	応札者が、「評価項目一覧」及び提案書に記載すべき項目の概要や添付資料及び提出方法を記述したもの。
③ 評価項目一覧	応札者が提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分、遵守確認事項等を記述したもの。なお、評価項目「動画広告のサンプル(構成台本)の内容」については、別紙に基づき作成することとする。
④ 遵守確認事項 (評価項目一覧別添)	仕様書に記載された遵守事項について一覧にしたもの。
⑤ 総合評価基準書	日本年金機構が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述したもの。

表2 応札者が日本年金機構に提示する資料

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧	表1③を参照。
② 遵守確認事項 (評価項目一覧別添)	表1④を参照。
③ 提案書	仕様書に記載された要求仕様をどのように実現するかを提案及び説明したもの。 (表1の③評価項目一覧の各評価項目(提案要求事項)に対して記述する。)

2. 評価項目一覧に係る作成手順及び説明

(1) 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明は表3のとおり。

表3 評価項目一覧の構成

事項	概要説明
提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。各項目の説明は表4を参照。
遵守確認事項	「インターネット広告掲載等業務」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。

(2) 提案要求事項

応札者は、「評価項目一覧」の提案要求事項における「提案書ページ番号」欄に提案書のページ番号を記載すること。

提案要求事項の各項目に関しては、表4を参照すること。

表4 提案要求事項の各項目

項目名	項目説明・記入手順	記入者
大項目	評価項目（提案要求事項）分類	日本年金機構
評価項目（提案要求事項）	応札者に提案を要求する内容	日本年金機構
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、日本年金機構は、その内容に応じて採点を行う。	日本年金機構
得点配分	各項目に対する最大加点	日本年金機構
提案書ページ番号	作成した提案書における該当ページ番号を記載する。該当する提案書のページが存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載されたページのみを対象として採点を行う。	応札者

(3) 遵守確認事項

応札者は、「評価項目一覧」の遵守確認事項の内容を確認し、遵守可能である場合は、別添「遵守確認事項」の確認欄に○を記載すること。

3. 提案書に係る内容の作成手順及び説明

(1) 提案書の構成

提案書は、表5の内容に従い、提案要求事項を十分に把握した上で記述すること。
なお、提案要求事項の詳細は、「評価項目一覧」を参照すること。

表5 提案書の構成

大項目	提案要求事項の概要説明
提案の趣旨	「インターネット広告掲載等業務」の業務委託を受託する目的及び提案要旨等。
提案の内容	各評価項目に対する提案の内容。
添付書類	添付書類は次の2種類がある。 ① 提案要求事項の必須項目の証跡として、添付を必須とする資料。 ② 応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料（この資料自体が直接評価されて点数が付与されることはない。）

(2) 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はカラー刷りとし、A4判横サイズで作成すること。
ただし、図表等について本形式では困難な場合は、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書の記述の欄外右上余白に、「評価項目一覧」の該当する「評価項目名」を表示すること。
- ③ 業界独自の専門用語を使用する必要がある場合は、注釈を付すこと。
- ④ 提案書は、可能な限りリサイクル用紙を使用して、両面印刷とすること。
- ⑤ ファイルに綴じる場合は左上をクリップ留めとする。ファイルについては、可能な限り会社名の推測が不可能なものを使用すること。
- ⑥ 提出物は、紙媒体で提出する。

と。

(6) プレゼンテーションの開催

- ① 応札者は、日本年金機構に対し、自ら提案書の提案内容について説明を行う。
- ② 当該説明にあたっては日本年金機構が指定する会議室にてプレゼンテーションを行う。

日時：令和8年7月17日（金）13時～17時

ただしこの日時は現時点の予定であり、正式な日時は追って応札者に連絡する。

注：プレゼンテーションの際、以下に該当する場合は、公平性の観点から、失格とする。

(ア) 標章や発言等により社名が特定又は類推される場合

(応札者は、社名が特定又は類推されるような標章(ロゴ、バッジ、ストラップ等)や発言がないよう対応する)

(イ) 機構が設定したプレゼンテーションの時間を大幅に超過する場合

(質疑時間を除く)

4. 総合評価基準

「総合評価基準書」を参照すること。

5 問い合わせ先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 日本年金機構
経営企画部広報室

担当 : 中山、小中

TEL : 03-6897-8092 (内 4131)

動画の構成台本の作成について

評価項目一覧の評価項目 Ⅲ1「動画広告のサンプル（構成台本）の内容」について、動画の構成台本は以下に基づき作成することとする。

○ 作成対象事業

国民年金育児免除の制度周知及び国民年金産前産後保険料免除制度の利用勧奨

● 育児免除（令和8年10月より実施）

子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料が免除される制度。

対象者：第1号被保険者のうち1歳までの子を養育する実父母、養父母である者
※所得要件なし

メリット：「保険料の納付が免除された期間」は納付したものとして年金額に反映

免除期間：子が1歳に到達するまでの最大12か月間

URL：<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>

● 産前産後免除（平成31年4月より実施）

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度。

対象者：第1号被保険者のうち子を出産した女性 ※所得要件なし

メリット：「保険料の納付が免除された期間」は納付したものとして年金額に反映

免除期間：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

URL：<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.html>

○ 作成に当たっての注意点

- ・ 4コマ程度の絵コンテで広告のイメージを簡潔に伝えること（着色任意）
- ・ 絵コンテにあわせたセリフを入れること
- ・ 認知向上させるために工夫したポイントについてコマごとに説明を付すこと

※ 作成にあたっては別添の構成台本例を参照してください。

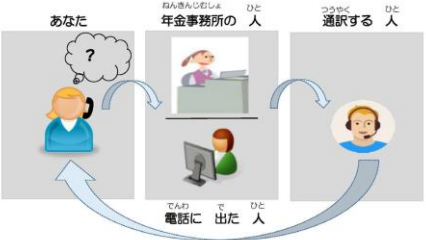




○ 評価観点

構成台本が視聴者の関心を引き、制度の認知向上が期待できる、工夫された内容であること。なお、視聴者への訴求内容は以下のとおりとする。

<訴求内容>

- ・ 保険料の納付が免除された期間が納付したものとして年金額に反映されること（育児免除・産前産後免除共通）
- ・ 所得要件はないこと（育児免除・産前産後免除共通）
- ・ 育児免除制度は子を出産した女性（実母）だけでなく、男性（実父）や養父母も免除対象であること（育児免除のみ）

構成台本例 ※以下の内容は多言語通訳サービスを紹介する動画の構成台本です。

NO	絵コンテ	セリフ(ナレーション)	認知向上させる工夫												
1	 <p>あなた 年金事務所の ひと 通訳する ひと 電話に 出た 人</p>	電話を使った通訳サービスについてお話しします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 												
2	<table border="1" data-bbox="182 554 644 791"> <tr> <td>日本語 (にほんご)</td> <td>ポルトガル語 (Português)</td> <td>インドネシア語 (Bahasa Indonesia)</td> </tr> <tr> <td>英語 (English)</td> <td>スペイン語 (Español)</td> <td>タイ語 (ภาษาไทย)</td> </tr> <tr> <td>中国語 (中文)</td> <td>タガログ語 (Tagalog)</td> <td>ネパール語 (नेपाली)</td> </tr> <tr> <td>韓国語 (한국어)</td> <td>ベトナム語 (Tiếng Việt)</td> <td>ミャンマー語 (မြန်မာဘာသာ)</td> </tr> </table>	日本語 (にほんご)	ポルトガル語 (Português)	インドネシア語 (Bahasa Indonesia)	英語 (English)	スペイン語 (Español)	タイ語 (ภาษาไทย)	中国語 (中文)	タガログ語 (Tagalog)	ネパール語 (नेपाली)	韓国語 (한국어)	ベトナム語 (Tiếng Việt)	ミャンマー語 (မြန်မာဘာသာ)	いろいろな国の言葉で年金の相談ができます。相談は、無料です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
日本語 (にほんご)	ポルトガル語 (Português)	インドネシア語 (Bahasa Indonesia)													
英語 (English)	スペイン語 (Español)	タイ語 (ภาษาไทย)													
中国語 (中文)	タガログ語 (Tagalog)	ネパール語 (नेपाली)													
韓国語 (한국어)	ベトナム語 (Tiếng Việt)	ミャンマー語 (မြန်မာဘာသာ)													
3	 <table border="1" data-bbox="275 825 638 1076"> <tr> <td>国民年金 のこと</td> <td>0570-003-004</td> </tr> <tr> <td>健康保険や 厚生年金保険の こと</td> <td>0570-007-123</td> </tr> <tr> <td>年金を もらう とき</td> <td>0570-05-1165</td> </tr> <tr> <td>脱退一時金の こと</td> <td>03-6700-1165</td> </tr> </table> <p>※海外から 電話する とき</p>	国民年金 のこと	0570-003-004	健康保険や 厚生年金保険の こと	0570-007-123	年金を もらう とき	0570-05-1165	脱退一時金の こと	03-6700-1165	相談したいときは、こちらに電話してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 				
国民年金 のこと	0570-003-004														
健康保険や 厚生年金保険の こと	0570-007-123														
年金を もらう とき	0570-05-1165														
脱退一時金の こと	03-6700-1165														
4	<table border="1" data-bbox="194 1110 623 1353"> <tr> <td>日本語の ページ</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>英語の ページ</td> </tr> </table> <p>いろいろの 国 (くに) の ことばで 年金 (ねんきん) の 相談 (そうだん) ができます</p> <p>https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japanese.html</p> <p>Consultations in multiple languages</p> <p>https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_es.html</p>	日本語の ページ		英語の ページ	詳しくは、日本年金機構のホームページを見て ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 									
日本語の ページ															
英語の ページ															

評価項目一覧「インターネット広告掲載等業務」

大項目	評価項目(提案要求事項)	評価区分	最高得点	評価区分「必須」の評価観点	評価区分「加点」の評価観点	提案書ページ番号
I 履行体制	履行体制の提示	必須	—	仕様書で定める履行体制一覧や事故発生時の連絡体制が提示されており、業務の履行に当たり十分な体制であると判断できる。	—	
II 全体計画の策定	全体計画のサンプルの提示	必須	—	全体計画のサンプルが提示され、どの工程にどのぐらいの期間を要するかが明確化されている。	—	
	広告掲載までに生じる恐れがあるリスクとその対応策の提示	加点	250	—	作業の進捗に遅れが生じる等、広告掲載までに生じる恐れがあるリスクとその対応策※が示されており、それらが具体的かつ有用であると判断できる。 ※ 対応策の例:生じたリスクに対処可能な履行体制の確保	
III 実施する広告等						
※仕様書に掲げる広告対象事業のうち、下に掲げる1及び2の広告対象事業に関する提案内容を評価の対象とする。ただし、評価の対象とはしないもの、提案書上、仕様書に掲げる他の広告対象事業に関する提案を行うことを妨げない。						
1「①国民年金育児免除の制度周知及び国民年金産前産後保険料免除制度の利用勧奨」に関するインターネット広告	使用する広告商品等の提示	必須	—	・使用する広告商品の詳細が、広告の掲載イメージとともに提示されている。 ・ターゲティングの属性や配信媒体毎の配信割合設定及び配信予算額が、それらの提案理由とともに提示されている。 ・ディスプレイ広告のサンプル(2種類以上)及び動画広告のサンプルについて、それらの提案理由とともに提示されている。 ・検索連動型広告に係る設定予定の検索語句が提示されている。 ・機構にとって不適切な掲載先への配信やアド fraud(広告費が不当に搾取されていること)の排除にあたり必要な措置が提示されている。	—	
	ターゲティングの属性や配信媒体毎(Google, Yahoo!, X, Facebook, Instagram, LINE, TVer)の配信割合設定及び配信予算額の提案内容	加点	150	—	ターゲティングの属性、配信割合設定及び配信予算額の提案理由が、より多くのクリック数を獲得し機構ホームページへの確実な誘導が期待できる、工夫された内容である。	
	ディスプレイ広告のサンプルの内容	加点	250	—	画像サンプル及びその提案理由が、より多くのクリック数を獲得し機構ホームページへの確実な誘導が期待できる、工夫された内容である。	
	動画広告のサンプル(構成台本)の内容	加点	300	—	動画の構成台本が視聴者の関心を引き制度の認知向上が期待できる、工夫された内容である。詳細は「提案書作成手順 別紙」を参照。	
2「②健康保険・厚生年金保険加入のメリット」に関するインターネット広告	使用する広告商品等の提示	必須	—	・使用する広告商品の詳細が、広告の掲載イメージとともに提示されている。 ・ターゲティングの属性、配信媒体毎の配信割合設定及び配信予算額が、それらの提案理由とともに提示されている。 ・ディスプレイ広告のサンプル(2種類以上)が、それらの提案理由とともに提示されている。 ・検索連動型広告に係る設定予定の検索語句が提示されている。 ・機構にとって不適切な掲載先への配信やアド fraud(広告費が不当に搾取されていること)の排除にあたり必要な措置が提示されている。	—	
	ターゲティングの属性や配信媒体毎(Google, Yahoo!, X, Facebook, Instagram, LINE, TVer)の配信割合設定及び配信予算額の提案内容	加点	150	—	ターゲティングの属性、配信割合設定及び配信予算額の提案理由が、より多くのクリック数を獲得し機構ホームページへの確実な誘導が期待できる、工夫された内容である。	
	ディスプレイ広告のサンプルの内容	加点	250	—	画像サンプル及びその提案理由が、より多くのクリック数を獲得し機構ホームページへの確実な誘導が期待できる、工夫された内容である。	
3 広告対象事業、配信対象者及び掲載期間の変更等	広告対象事業の変更等があった場合の対応	必須	—	広告対象事業、配信対象者及び掲載期間の変更等があった場合に、対応できる内容と対応できない内容とが提案書に記載されている。	—	

大項目	評価項目(提案要求事項)	評価区分	最高得点	評価区分「必須」の評価観点	評価区分「加点」の評価観点	提案書 ページ番号																												
IV インターネット広告の掲載	広告クリエイティブの完成までの工程	加点	300	—	広告クリエイティブの完成までの工程が、具体的かつ明確に示され、実現可能性が高いと判断できる。																													
	要求クリック数に達しない恐れが生じたときの改善策	必須	—	当初計画した配信期間内に獲得クリック数に達しない恐れが生じたときの改善策が明記されている。	—																													
	広告掲載期間中に生じる恐れがあるリスクとその対応策の提示	加点	250	—	広告掲載期間中に生じる恐れがあるリスク ※1 とその対応策 ※2 が示されており、それらが具体的かつ有用であると判断できる。 ※1 当初計画した配信期間内に獲得クリック数に達しない恐れが生じたとき以外のもの ※2 対応策の例: 生じたリスクに対処可能な履行体制の確保																													
V 実施結果の分析及び報告、効果測定	報告書のサンプルの提示	必須	—	分析結果報告書及び効果測定報告書それぞれのサンプルが提示され、実施結果をどのように評価・分析するか明記されている。	—																													
	実施結果の分析及び効果測定の方法	加点	250	—	実施結果をどのような観点、方法で評価、分析するのか具体的かつ有益な提案がなされている。 (例: アクセス解析ツールを用いた機構ホームページ内の行動分析)																													
VI 今後のインターネット広告の実施に関する提案	提案の方針の提示	必須	—	インターネット広告のほか今後の機構の広報活動に当たり有益と考える提案が、その提案理由や期待される効果とともに示されている。	—																													
	提案の方針の内容	加点	220	—	実施結果の分析・効果測定結果から、機構のインターネット広告の実施に具体的かつ有益であると見込まれる提案の方針が示されている。																													
VII インターネット広告掲載業務についての実績	実績の明記	必須	—	インターネット広告掲載業務について、次の内容が提案書に明記され、十分な経験を有していると判断できる。 ・過去1年間における、1ヶ月間の平均受託件数(広告依頼主数) ・直近1ヶ月に実施したインターネット広告掲載業務に関する広告名(商品名)7件	—																													
VIII 財務内容の健全性	財務諸表による財務内容の確認	必須	—	直近3年間の財務諸表等を提出する。 以下の①から④の基準を満たしていること。 ①直近の3年度において、3年度連続して債務超過(純資産額がマイナス)でないこと。 ②直近の3年度において、3年度連続して自己資本比率(純資産/資産合計)が30%以上であること。 ③直近の3年度において、3年度連続して流動比率(流動資産/流動負債)が100%以上であること。 ④直近の3年度において、3年度連続して固定長期適合率(固定資産/固定負債+純資産)が100%以下であること。 ただし、②から④の基準を1項目でも満たしていない場合は、直近の3年度において、3年度連続して経常利益が計上されていること。	—																													
IX ワーク・ライフ・バランス等の推進	以下の①～③のいずれかの指標に基づく認定を受けているか。 ①女性の活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ②次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	加点	130		認定の事実を示す書類の写しを添付する。 評価項目 認定等の区分 ①女性活躍推進法に基づく認定 <table border="1"> <tr><td>プラチナえるぼし</td><td>130</td></tr> <tr><td>えるぼし3段階目</td><td>104</td></tr> <tr><td>えるぼし2段階目</td><td>78</td></tr> <tr><td>えるぼし1段階目</td><td>52</td></tr> <tr><td>行動計画</td><td>26</td></tr> </table> ②次世代法に基づく認定 <table border="1"> <tr><td>プラチナくるみん</td><td>130</td></tr> <tr><td>くるみん(令和7年4月1日以後の基準)</td><td>104</td></tr> <tr><td>くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)</td><td>78</td></tr> <tr><td>トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)</td><td>78</td></tr> <tr><td>くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)</td><td>78</td></tr> <tr><td>トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)</td><td>78</td></tr> <tr><td>くるみん(平成29年3月31日までの基準)</td><td>52</td></tr> <tr><td>行動計画(令和7年4月1日以後の基準)</td><td>26</td></tr> </table> ③若者雇用促進法に基づく認定 <table border="1"> <tr><td>ユースエール</td><td>104</td></tr> </table>	プラチナえるぼし	130	えるぼし3段階目	104	えるぼし2段階目	78	えるぼし1段階目	52	行動計画	26	プラチナくるみん	130	くるみん(令和7年4月1日以後の基準)	104	くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)	78	トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)	78	くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)	78	トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)	78	くるみん(平成29年3月31日までの基準)	52	行動計画(令和7年4月1日以後の基準)	26	ユースエール	104	
	プラチナえるぼし	130																																
えるぼし3段階目	104																																	
えるぼし2段階目	78																																	
えるぼし1段階目	52																																	
行動計画	26																																	
プラチナくるみん	130																																	
くるみん(令和7年4月1日以後の基準)	104																																	
くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)	78																																	
トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)	78																																	
くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)	78																																	
トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)	78																																	
くるみん(平成29年3月31日までの基準)	52																																	
行動計画(令和7年4月1日以後の基準)	26																																	
ユースエール	104																																	
	基礎点	100																																
	合計		2,600																															

(別添) 遵守確認事項 「インターネット広告掲載等業務」

項番	遵守確認項目	確認欄
1	当該委託業務の実施にあたり、契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置すること。	
2	当該委託業務の実施にあたり、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理を行うこと。	
3	当該委託業務の実施にあたり、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働関係法令、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って管理すること。	
4	当該委託業務の実施にあたり、仕様書等において日本年金機構より使用を認められている機器等（機器等の消耗品を含む。以下同じ。）の管理・取扱いを適切に行うこと。また、使用が認められていない機器等の取扱いを行わないこと。	

総合評価基準書

令和 8 年 6 月
日本年金機構
経営企画部広報室

本書は、「インターネット広告掲載等業務」に関する要求要件の評価手順をとりまとめたものである。

1 落札方式

本調達は、総合評価落札方式（加算方式）によるものとし、次の（１）及び（２）をともに満たしている者のうち、「2 総合評価点の計算」によって得られた点数の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高いものが２者以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定める。

- （１）入札価格が予定価格の範囲内である。
- （２）別添「評価項目一覧」に示す評価項目のうち評価区分「必須」の各項目をすべて満たしている。

2 総合評価点の計算

（１）総合評価点の算出方法

- ① 入札価格及び提案内容を基に価格点及び技術点を算出し、その合計点を総合評価点とする。
- ② 価格点に 1,300 点、技術点に 2,600 点を配分し、総合評価点の満点を 3,900 点とする。



（２）価格点の算出方法

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格が予定価格を上回る場合は不合格とする。

$$\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \times 1,300 \text{ 点}$$

(3) 技術点の算出方法

技術点は、「3 提案書の評価」にしたがって算出した基礎点及び加算点の合計とする。

3 提案書の評価

(1) 基礎点の付与

評価項目一覧に関し、以下の①から③を満たしたうえ、評価項目のうち評価区分「必須」のすべての項目について評価観点を満たすものを合格とし、基礎点を与える。

各項目の評価観点を満たしていないものは、不合格とする。

- ① 提案書ページ番号欄に提案書のページ番号が記載されている。
- ② 提出すべき添付資料が提出されている。
- ③ 「別添 遵守確認事項」の遵守確認欄のすべてに○が記載されている。

(2) 加算点の付与

以下にしたがって算出した各評価項目の点数を合計し、加算点を与える。

- ① 評価項目のうち評価区分「加点」の各項目について、評価基準及び項目ごとの評価観点に基づき、提案内容の優劣を、原則、相対評価により評価する。
- ② 各項目の点数は、評価基準に示す乗数を乗じて算出する。

<評価基準>

評価	評価基準	乗数
極めて優秀な内容 (評価：A)	評価項目に対する記述があり、妥当性、具体性、実現性及び有益性のうち3つの観点で優秀である	1
優秀な内容 (評価：B)	評価項目に対する記述があり、妥当性、具体性、実現性及び有益性のうち2つの観点で優秀である	0.75
妥当な内容 (評価：C)	評価項目に対する記述があり、妥当性、具体性、実現性及び有益性のうち1つの観点で優秀である	0.5
最低限の内容 (評価：D)	評価項目に対する記述があり、妥当性、具体性、実現性及び有益性の観点において一定の記載がある	0.25
不十分な内容 (評価：E)	評価項目に対する記述はあるが、妥当性、具体性、実現性及び有益性の観点において十分な記載がない	0
最低限の要求要件を満たさない内容 (評価：F)	評価項目に対応する記述がない	0